

# 運 營 規 程

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

第二姫路・勝原ホ一ム小規模多機能型居宅介護

# 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所 運営規程

## （事業の目的）

第1条 社会福祉法人やながせ福祉会が開設する、第二姫路・勝原ホーム（以下「事業者」という）が行う指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する項目を定め、事業者の介護支援員専門員、看護師、介護職員等の従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者等」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し適正な指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 要介護者・要支援者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護者・要支援者の日々の暮らしの支援を行い、また要介護者・要支援者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 事業の実施に当たっては、姫路市、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 第二姫路・勝原ホーム
- (2) 所在地 姫路市勝原区下太田201

## （職員の職種、員数）

第4条 事業所の勤務する職種、員数は次を下回らないとする。

- |             |   |    |
|-------------|---|----|
| (1) 管理者     | : | 1名 |
| (2) 計画作成担当者 | : | 1名 |
| (3) 介護職員    | : | 7名 |
| (4) 看護職員    | : | 1名 |

## （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間
  - ① 通いサービス（基本時間）6時～22時
  - ② 宿泊サービス（基本時間）22時～6時

③ 訪問サービス（基本時間）24時間

※ 緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

**（指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の利用人員）**

第6条 事業所における登録定員は29人とする。

- (1) 1日に通いサービスを提供する定員は18人とする。
- (2) 1日に宿泊サービスを提供する定員は8人とする。

**（指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の内容）**

第7条 （介護予防）小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

① 日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア. 移動の介助

イ. 養護（休養）

ウ. 通院の介助等その他必要な介護

② 健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握

③ 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

ア. 日常生活動作に関する訓練

イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）

ウ. グループ活動

エ. 行事的活動

オ. 園芸活動

カ. 趣味活動（ドライブ、買物等含む）

キ. 地域における活動への参加

④ 食事支援

ア. 食事の準備、後片付け

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他の必要な食事の介助

⑤ 入浴支援

ア. 入浴または清拭

イ. 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助

ウ. その他必要な介助

⑥ 排せつ支援

利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行う。

⑦ 送迎支援

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行う。

(2) 訪問サービス

利用者の自宅に訪問し、食事や排泄、更衣、整容、掃除、服薬確認等の日常生活上の支援や安否確認、買い物や病院受診等在宅生活継続に向けた支援を提供する。

(3) 泊まりサービス

泊まりサービスは、事業所内での夜間帯の利用で、排泄や更衣、食事等に関する支援を提供する。

(4) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

① 日常生活に関する相談、助言

② 認知症高齢者等を抱える家族への相談、助言

③ 福祉用具の利用方法の相談、助言

④ 住宅改修に関する情報の提供

⑤ 医療系サービスの利用についての相談、助言

⑥ 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き

⑦ 家族・地域との交流支援

⑧ その他必要な相談、助言

(5) 短期利用サービス

登録者の数が登録定員未満で、短期利用に活用可能な宿泊室の数の算定式に基づいて算出した宿泊室にて、指定（介護予防支援）居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、担当する利用者の状態や利用者の家族等の事情により緊急に利用することが必要と認めた場合であって、かつ、当事業所の介護支援専門員が、他の登録利用者に対する支援に支障がないと判断した場合に、7日以内（家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）での利用を受け入れ、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

**（通常の事業の実施区域）**

第8条 通常の事業の実施区域は  
姫路市とする。

但し、送迎サービスについては、勝原区・大津区・網干区・余部区・広畑区・青山・太市とする

### (サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

(1) 入浴サービスを利用する際の留意事項

- ① 体調が悪い時は、看護師の指示に従い入浴を避ける。
- ② 介護職員等の指示に従い、入浴を行う。

(2) 送迎サービスを利用する際の留意事項

- ① 介護職員等の指示に従い、安全に留意しながら行う。
- ② 利用者が休む等の理由により、送迎を断る場合、当日の8時30分までに電話等でその旨を知らせる。

### (運営推進会議)

第10条 (介護予防)小規模多機能型居宅介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、姫路市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び(介護予防)小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

### (緊急時における対処方法)

第11条 小規模多機能型居宅介護従業者等は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の実施中に、利用者の病変に急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。

- 2 利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに報告しなければならない。

### (非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または、火気・消防等についての責任者を定め、年2回の避難、救出、その他の必要な訓練を行う。

### (衛生管理等)

第13条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

### (高齢者虐待防止)

第14条 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 研修等を通じて、小規模多機能型居宅介護従業者等の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
  - (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努める。
  - (3) 小規模多機能型居宅介護従業者等が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、小規模多機能型居宅介護従業者等が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。
  - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

### (暴力団等の排除)

第15条 事業所は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならないものとする。

#### (記録の整備)

第16条 事業者が、利用者に対する（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画
- (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### (その他運営についての留意事項)

第17条 事業者は、小規模多機能型居宅介護従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - (2) 定期的研修 随時（各種研修会に参加）
- 2 小規模多機能型居宅介護従業者等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 小規模多機能型居宅介護従業者等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、小規模多機能型居宅介護従業者等でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、小規模多機能型居宅介護従業者等との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人 やながせ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成21年 4月1日から施行する。

この規程は、平成25年 6月1日から施行する

### 変更 全般

変更前 小規模多機能型介護

変更後 小規模多機能型居宅介護

変更前 従事者

変更後 従業者

変更前 小規模多機能型介護員

変更後 小規模多機能型居宅介護従業者

### 変更 第7条

変更前 (指定小規模多機能型介護の内容及び利用料金)

変更後 (指定小規模多機能型居宅介護の内容)

### 変更 営業及び営業時間

変更前 ① 通いサービス (基本時間) 10時～16時

② 宿泊サービス (基本時間) 16時～10時

変更後 ① 通いサービス (基本時間) 6時～22時

② 宿泊サービス (基本時間) 22時～6時

### 追加 高齢者虐待防止の追加

### 追加 暴力団の排除の追加

この規程は、平成27年 6月1日から施行する

### 変更 第4条

変更前 (3) 介護職員 : 6名

変更後 (3) 介護職員 : 7名

### 変更 第6条

変更前 事業所における登録定員は25人とする。

(1) 1日に通いサービスを提供する定員は15人とする。

変更後 事業所における登録定員は29人とする。

(1) 1日に通いサービスを提供する定員は18人とする。

この規程は、平成28年 3月1日から施行する

### 追加 第7条 小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

(5) 短期利用サービス

この規程は、令和元年12月 1日から施行する

### 追加 高齢者虐待防止

### 追加 記録の整備

この規程は、令和6年 8月1日から施行する。

変更 変更前 指定小規模多機能型居宅介護

変更後 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護

変更 変更前 指定居宅介護支援事業所

変更後 指定(介護予防支援)居宅介護支援事業所

追加 第 13 条 衛生管理等

変更 高齢者虐待防止

変更前 第 13 条

変更後 第 14 条

変更 暴力団等の排除

変更前 第 14 条

変更後 第 15 条

変更 記録の整備

変更前 第 15 条

変更後 第 16 条

変更 その他運営についての留意事項

変更前 第 16 条

変更後 第 17 条